

令和 6 年 3 月

第 2 回（定例会）

香芝市議会追加議案

香 芝 市

目 次

報 第 4 号	香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 1 頁
報 第 5 号	香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 4 頁
報 第 6 号	香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 7 頁
報 第 7 号	香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 10 頁
議第 37 号	令和 5 年度香芝市一般会計補正予算（第 11 号）について----- 13 頁
議第 38 号	訴えの提起について----- 14 頁
議第 39 号	訴えの提起について----- 16 頁

報第4号

香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月27日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

香芝市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月12日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の3の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第3条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第4条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報第5号

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月27日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月13日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

香芝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項第2号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

報第6号

香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月27日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月19日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の一部を改正する条例

香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（令和2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「よう努める」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報第7号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月27日報告

香芝市長 福岡 憲宏

専 決 処 分 書

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月21日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議第37号

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第11号）について

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第11号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

を十分に想定できていなかったことにあり、これらは相手方の過失に基づくものであることから、不法行為に基づく損害賠償請求として36,880,843円を請求したが、相手方は過失責任を否定し支払いを拒否するため、債権管理として法的手続が必要と判断した。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定めることができる。
- (2) 事件の推移により、上訴若しくは訴えの取下げ又は和解等、状況に応じた措置を講じていくものとする。
- (3) その他請求の内容を実現するため、必要な裁判上の行為をするものとする。

6 管轄裁判所

大阪地方裁判所

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月27日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

1 事件名

損害賠償請求事件

2 訴えの相手方

住所 香芝市

氏名 吉田 弘明

3 訴えの趣旨

市長在任中における地方税の徴収懈怠による債務不履行責任（民法（明治29年法律第89号）第415条第1項）に基づく損害賠償の請求を求める。

4 訴えの原因

相手方は、平成24年6月3日から令和2年6月2日まで香芝市長に在任していたものであるところ

(1) が平成30年3月23日に固定資産税のうちの本税分だけを納付して、延滞金分に相当する地方税730,620円を納付しなかったにもかかわらず、これを更に徴収することなく放置して時効消滅させ、よって同額分の損害を

(2) が平成30年5月7日に固定資産税のうちの本税分だけを納付

して、延滞金分に相当する地方税 357,180 円を納付しなかったにもかかわらず、これを更に徴収することなく放置して時効消滅させ、よって同額分の損害を

- (3) 平成 27 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの間、地方税の滞納者から納付させるべき税額分合計 11,790,035 円を徴収することなく時効消滅させ、よってその回収可能額である合計 1,980,668 円に相当する金額の損害を

それぞれ当市に与えたことでその合計賠償額 3,068,468 円の請求をすべきことになるが、そのうち上記(1)及び(2)の共同責任者である現市長からこれまでに 628,326 円の賠償がなされて填補されたので、その残額である 2,440,142 円及び利息として訴状送達日の翌日から支払済みまで年 3%の割合による金員の支払を請求することとする。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定めることができる。
- (2) 事件の推移により、上訴若しくは訴えの取下げ又は和解等、状況に応じた措置を講じていくものとする。
- (3) その他請求の内容を実現するため、必要な裁判上の行為をするものとする。

6 管轄裁判所

奈良地方裁判所葛城支部